資料２

「気仙沼市クルーズ船等誘致支援業務」

# 仕様書

令和７年１１月

気　仙　沼　市

# 「気仙沼市クルーズ船等誘致支援業務」仕様書

## 1　適用範囲

本仕様書は，気仙沼市が実施する「気仙沼市クルーズ船等誘致支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

## 2　業務目的

クルーズ船やスーパーヨットの寄港は，オプショナルツアー等により，観光，ショッピング，土産，食事など波及する裾野が広く，地域活性化への効果が高いものと期待されることから，気仙沼市ではクルーズ船等の寄港誘致を進めている。

本業務により，クルーズ船等の誘致にむけた営業活動や受け入れ態勢等について，専門的な見地からのアドバイスを受け，クルーズ客を想定したコンテンツのブラッシュアップに取り組むとともに，国内外への船社等に対しプロモーションを強化し，クルーズ船等の誘致拡大を図るものである。

## 3　業務内容

(1)　誘致活動に向けた気仙沼市視察および営業資料作成フォローアップ
(2)　クルーズ船社等への同行営業
(3)　その他誘致に関連するアドバイス等

## 4 再委託について

(1) 本業務においては，原則として主たる業務を再委託することはできないものとする。
(2) 受託者は本業務の一部（主たる部分を除く。）について再委託を行う場合は，事前に発注者の承諾を得て，その旨を書面により通知しなければならない。
(3) 本業務における「主たる部分」とは，業務における総合的企画，業務遂行管理，手法の決定及び技術的判断に関わる部分とする。

## 5 管理等

本業務の実施にあたり，以下のことを遵守すること。

(1) 貸与された資料は，本業務以外に利用しないこと。
(2) 本業務により得られた資料は，発注者の許可なく他に利用しないこと。
(3) 貸与された資料は，本業務終了後，速やかに返却すること。
(4) 本業務完了後といえども，受注者の過失等に起因する不良個所及び誤りが発見された場合は直ちに訂正補正等の処理をすること。
(5) 本業務において必要な手続き，及び発注者の貸与する資料以外の収集は原則として受注者が行うこと。

6 検査

発注者は，受託者に対し各作業行程において必要に応じて随時検査を行い，不備等のある箇所については必要な指示を与えることができる。この指示において，その結果訂正等の指示を受けたときは，受託者は，その指示に従い速やかに訂正するものとする。

7 担当責任者等

(1) 受注者は，本業務の円滑な進捗を図るため，必要な専門的知識と十分な経験を有する担当責任者を配置しなければならない。

(2) 業務の途中で、事情により配置の継続が困難となった場合には，同等の専門的知識・経験を有する担当責任者を選定し，発注者の承認を受けなければならない。

8 業務履行期間

本業務の履行期間は，令和８年３月 13 日までとする。

なお，本契約の履行状況が良好な場合，令和８年度以降において，次の業務について，次年度の契約を締結することがある。

(1) 事業全体の推進・コーディネート
(2) クルーズ船社等への同行営業
(3) 営業資料のブラッシュアップ
(4) 市内事業者等へのクルーズツアー対応にかかる説明及びフォローアップ
(5) 周辺自治体（近隣市町村）への協力及びクルーズ受入れの説明
(6) 関係先招請ツアー実施
(7) メディア露出
(8) 市民向けクルーズセミナーの実施
(9) 客船受入れ対応サポート

9 打合せ協議

業務の打合せは，以下のとおりとする。業務着手時及び成果品納入時の打合せには原則として担当責任者が出席するものとする。

(1) 業務着手時
(2) 中間打合せ 2 回（ＷＥＢも可とする）
(3) 成果品納入時
(4) その他監督員が必要と認める場合

10 成果品の提出

(1) 成果品

本業務の成果品は，以下のとおりとする。以下に記載のない項目については，監督員と協議の上，決定する。

①報告書（A4 版製本） 2 部

②成果品データ 1 式

③関連資料 1 式

④その他必要と認めるもの 1 式

(2) 成果品の帰属

成果品はすべて発注者の所有とし，業務上知り得た成果，資料等の秘密を第三者に漏らし，自ら使用してはならない。

11 疑義

仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合，速やかに発注者と受注者は協議の上，業務が円滑に進むよう努力をしなければならない。